

2 医療

・・・医療費の負担を軽減するため、障害の重さや病気により次のとおり給付します。

2 医療

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

障害者総合支援法に基づき、障害の内容によって次のとおり、指定医療機関で受診した場合の医療費の一部を公費で負担します。制度を利用することにより、利用者の医療費の負担割合は原則1割となります。（利用者世帯の所得状況や疾病に応じて、1か月当たりの負担上限額の適用による軽減措置もあります。）

更生医療

身体障害者の人が、その障害の程度を軽くしたり、障害の進行を防いだり、日常生活の自立に効果がある治療を受ける場合、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

対 象 18歳以上の身体障害者手帳所持者

※一定所得以上の場合、対象外となる場合があります。

対象医療 角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、腎移植術、抗HIV療法、肝臓移植後の抗免疫療法など

※心臓機能障害者に対する医療は手術とこれに伴う医療に限られ、いわゆる内科的な治療のみのもものは除く。

※腎臓機能障害者に対する更生医療の給付は慢性血液透析療法と腎移植術に伴う医療に限る。

給付内容 ①診察、看護、移送 ②薬剤または治療材料の支給
③医学的処置、手術その他治療と施術 ④診療所または病院への入院

問い合わせ 障害福祉課（市役所2階） ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

育成医療

身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる場合、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

対 象 以下の障害に該当する18歳未満の児童

※一定所得以上の場合、対象外となる場合があります。

対象障害 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害、免疫機能障害があり、確実な治療効果が期待できる児童

給付内容 ①診察、看護、移送 ②薬剤または治療材料の支給
③医学的処置、手術その他治療と施術 ④診療所または病院への入院

問い合わせ 子ども支援課（市役所5階） ☎048(775)6819 FAX048(774)5342

2 医療

・・・医療費の負担を軽減するため、障害の重さや病気により次のとおり給付します。

精神通院医療

精神疾患のある人が、その疾患の治療（入院以外）を受ける場合に、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

対 象 精神疾患で治療（入院以外）を受ける人

※一定所得以上の場合、対象外となる場合があります。

給付内容 指定医療機関で精神疾患の診療を受けた医療費（薬剤費、精神科デイケア、訪問看護、検査も含む）

手 続 き 次のものをご用意の上、障害福祉課にご申請ください。

①自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）

②健康保険証

③病院・薬局の住所・電話番号が確認できるもの（診察券など）

④個人番号の確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

問い合わせ 障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

※現行制度では、有効期限終了日の3ヶ月前から更新の手続きを受け付けます。
有効期限に伴う更新の案内通知はしていません。

その他医療

重度心身障害者医療費助成

医療機関で診療を受けた場合、各種医療保険による自己負担分の費用を助成します。

対 象 65歳未満で次のいずれかの手帳を交付された人

・身体障害者手帳 1～3級

・療育手帳 ㊿、A、B

・精神障害者保健福祉手帳1級（ただし精神病床入院費用は助成対象外）

65歳以上で次のいずれかに該当する人

・65歳未満で上記手帳を交付され、その後65歳を迎えた人

・65歳未満で重度障害者（後期高齢者医療制度で定められた「障害の状態」）

となり、65歳を迎えてから埼玉県後期高齢者医療制度に加入した人

ただし、次の場合は該当しません。

上尾市に住所のない人（他市の施設に入所されている方のうち、上尾市から援護を受けている方は除く）、上尾市以外の市区町村から支援または国民健康保険の医療給付を受けている人、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合に加入している人、生活保護受給者、中国残留邦人等の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている人 等

※ 上尾市重度心身障害者医療費の助成を受けている人のうち、上尾市外の施設に入所したときは、引き続き上尾市から助成を受けることができる場合がありますので、障害福祉課へご確認ください。

※ 受給者証本人の所得が一定の基準（⇒78 ページ）を超える場合、助成が停止します。

問い合わせ 障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

2 医療

・・・医療費の負担を軽減するため、障害の重さや病気により次のとおり給付します。

後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が対象になりますが、以下に該当する方は65歳から認定を受けることができます。

- 対 象** ①身体障害者手帳 1～3級、4級の音声機能または言語機能障害、4級の下肢障害の一部
②療育手帳④、A
③精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
④障害基礎年金 1級、2級
- 内 容** 所得に応じて医療費の1割～3割の支払いになります。医療費が高額になったときの高額療養費や入院したときの食事代などの給付が受けられます。その他、詳細は保険年金課へお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（市役所 1階） ☎048(775)5125 FAX048(775)9827

ひとり親家庭等医療費助成

母(父)子家庭や、父または母のどちらかが一定の障害を有する家庭等の方が、医療機関で診療等を受けた場合、各種保険による自己負担分の費用の一部を助成します。ただし、一定以上の所得のある人には支給されません。

問い合わせ 子ども支援課（市役所 5階） ☎048(775)6819 FAX048(774)5342

未熟児養育医療の給付

- 対 象** 出生体重 2,000g 以下か入院治療が必要な未熟児等
- 内 容** 1歳になる前々日までの間、指定医療機関で必要な入院の医療給付を行います。なお、扶養義務者の所得税額等に応じた自己負担があります。

問い合わせ 子ども支援課（市役所 5階） ☎048(775)5120 FAX048(774)5342

指定難病に係る医療給付

難病のうち難病法で指定する疾患及び埼玉県で独自に指定する疾患にかかり治療をしている方を対象として、各種保険の自己負担分の一部を助成します。

問い合わせ 埼玉県鴻巣保健所
鴻巣市東 4-5-10 ☎048(541)0249 FAX048(541)5020

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている方のうち、18歳未満の児童を対象として各種保険の自己負担分の一部を助成します。

問い合わせ 埼玉県鴻巣保健所
鴻巣市東 4-5-10 ☎048(541)0249 FAX048(541)5020

2 医療

・・・医療費の負担を軽減するため、障害の重さや病気により次のとおり給付します。

医療相談

障害者の歯科診療

県立施設障害者歯科診療所では、一般の医療機関の施設・機能では治療を受けることが困難な障害者(児)を対象に歯科診療、相談等を行っています。なお、予約制ですので事前にお問い合わせください。

施設名	電話	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター(上尾市)	048(781)2222	048(781)1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所(草加市)	048(932)1312	048(932)1311
埼玉県立嵐山郷(嵐山町)	0493(62)6221	0493(62)8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所(朝霞市)	048(466)1434	048(467)4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所(深谷市)	048(574)8211	048(573)2022

かかりつけ歯科医師がいる場合は、かかりつけ歯科医師に紹介状を作成してもらい、直接県立施設障害者歯科診療所に予約をします。

かかりつけ歯科医師がいない場合は、お住いの市町村へ診療予約申込書を提出し、市町村から、受診したい県立施設障害者歯科診療所に予約をします。

また、埼玉県歯科医師会・口腔保健センター(☎ 048-835-3210、FAX: 048-835-3220)でも、障害者(児)の歯科診療を行っております。

問い合わせ 各施設へ直接お問い合わせください。